

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和6年3月29日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、令和6年8月16日から同年9月17日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和6年8月16日

山口県知事 村岡嗣政

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル柳井店  
所在地 柳井市柳井1574の1

#### 2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。